

## 一般財団法人 福岡県消防協会定款施行規則

第1条 一般財団法人福岡県消防協会定款（以下「定款」という。）第4条第2号の表彰は、次の区分により行う。

	区分	内 容	(申請様式)
表 彰	1 表彰旗	功績顕著な消防団 ・2消防団を表彰する	(様式第1号)
	2 竿頭綬	表彰旗の贈与に次ぐ優秀消防団又は分団。 (1) 支部所轄区域内の、消防団員500人につき1本、1000人まで2本、1000人を増す毎に1本を増す。 (2) 消防団員500人に満たない支部は、団員数に年数を乗じて500人を超えた場合につき1本（当該年数毎とする）。	(様式第2号)
	3 功労章	災害現場において、消防任務の遂行に抜群の功労があり、他の模範と認められる消防団員。	(様式第3号の1)
	4 優良団員章	連続して5年以上消防業務に従事し、率先垂範する等その成績が優秀な消防団員。 ・団員（条例定数）20人につき1人の割合。	(様式第3号の2)
	5 勤続章	連続して10年以上消防業務に従事し、その勤務成績が優秀な消防団員。 ・勤続10年以上5年ごとに山形章を、35年については山形章に替えて35年勤続章、以降5年ごとに山形章。	(様式第4号)
	6 表彰状	前第1号乃至第5号の程度に至らざるも、功労ある消防団並びに消防団員。	(様式第5号)
	7 一般表彰	団体及び個人で、消防機関に協力し又は火災の早期発見及び通報、延焼防止並びに人命救助等消防に功労のあった者。	(様式第5号)
感 謝 状	1 親子、夫婦、兄弟姉妹消防団員	親子、夫婦、兄弟姉妹共に、現役消防団員として消防業務に従事し、率先垂範、その成績優秀な者。	(様式第6号)
	2 防火消防施設の普及改善、又は防火思想の宣伝普及に貢献した者。		(様式第7号)
	3 支部事務主任並びに市町村消防事務担当者として、連続して3ヶ年以上勤務し、係を異動した者。		(様式第8号)
	4 自衛婦人消防隊で、技能訓練に励み、地域住民の安寧と防火思想の向上に多大な貢献をした隊。		(様式第9号)

2 表彰旗、竿頭綬、功労章、優良団員章、勤続章は別に定める。これらとともに併せて表彰状を授与する。

3 感謝状は記念品とともに併せて記念品を授与する。

第2条 定款第4条第2号の、弔慰及び救済は、次の区分によって行う。

種別	贈与金標準 (申請様式)								
1 弔 慰	<p>1 職務のため死亡した者に対しては、次の区分により弔慰金を贈与する。 (様式第10号)</p> <p>(1) 災害の現場で、危険であるにもかかわらず、敢然とこれを冒して、その職務を遂行した場合 200,000 円以内</p> <p>(2) 前項の危険の程度にいたらない災害現場又はこれに準ずる場所で、職務執行中の場合及び緊急出動途上に事故にあった場合 150,000 円以内</p> <p>(3) 消防訓練等公務執行に際し、自己の重大な過失によらない場合並びに緊急出動以外の出動及び帰路途上事故にあった場合 100,000 円以内</p> <p>2 勤続10年以上に及び、その在職中に死亡した者に対しては、次の区分により弔慰金を贈与する。 (様式第11号)</p> <p>勤続10年以上に及びその在職中死亡者</p> <table border="0"> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>20,000 円</td> </tr> </table>	10年以上15年未満	5,000 円	15年以上20年未満	10,000 円	20年以上25年未満	15,000 円	25年以上	20,000 円
10年以上15年未満	5,000 円								
15年以上20年未満	10,000 円								
20年以上25年未満	15,000 円								
25年以上	20,000 円								
2 障害見舞	<p>職務のため重度障害となった者に対しては、次の区分により見舞金を贈与する。 (様式第12号)</p> <p>(1) 職務により両眼の視力を失い又は両腕、若しくは両足を失った者、及びその他精神的な、若しくは肉体的にこれに準ずる重度障害となった者</p> <table border="0"> <tr> <td>(ア) 弔慰1の(1)・(2)に相当する場合</td> <td>100,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 弔慰1の(3)・(4)に相当する場合</td> <td>50,000 円以内</td> </tr> </table> <p>(2) 職務により1眼の視力を失い、又は1腕、若しくは1足を失った者、及びその他精神的な、若しくは肉体的にこれに準ずる重度障害となった者</p> <table border="0"> <tr> <td>(ア) 弔慰1の(1)・(2)に相当する場合</td> <td>50,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 弔慰1の(3)・(4)に相当する場合</td> <td>20,000 円以内</td> </tr> </table>	(ア) 弔慰1の(1)・(2)に相当する場合	100,000 円以内	(イ) 弔慰1の(3)・(4)に相当する場合	50,000 円以内	(ア) 弔慰1の(1)・(2)に相当する場合	50,000 円以内	(イ) 弔慰1の(3)・(4)に相当する場合	20,000 円以内
(ア) 弔慰1の(1)・(2)に相当する場合	100,000 円以内								
(イ) 弔慰1の(3)・(4)に相当する場合	50,000 円以内								
(ア) 弔慰1の(1)・(2)に相当する場合	50,000 円以内								
(イ) 弔慰1の(3)・(4)に相当する場合	20,000 円以内								

3 傷 瘻 見 舞	職務のため、傷瘻により医療を受けた者に対しては、5日以上入通院した場合、日数1日につき500円とし、30,000円を限度として見舞金を贈与する。 (様式第12号)
4 傷 瘻 退 職見舞	職務のため、傷瘻その他の事由により退職した者に対しては、一時金10,000円以内の見舞金を贈与する。(様式第12号)
5 罹 災 見 舞	職務のため出勤中、自家に災害を受けた者に対しては、次の区分により見舞金を贈与する。 (様式第13号の1) 消防業務に従事中、自家災厄にかかった者 (1) 全焼、全壊、流失 20,000円 (2) 半焼、半壊 10,000円 ※罹災見舞として具申する場合、市町村長又は消防団長の罹災証明書を添付すること。 (様式第13号の2)

第3条 消防団員が、犯罪の予防等その他につき、警察等の業務執行に協力中、死亡又は重度障害となり、若しくは傷瘻を受けたとき、前条の、弔慰金及び見舞金を贈与することができる。

第4条 第2条第1号の弔慰金を受ける者、及びその順位は次のとおりとする。

- 1 配偶者
- 2 直系卑属
- 3 直系尊属
- 4 兄弟姉妹

前項、第2号乃至第4号の各号に該当する者数人あるときは、その順位については、民法の規定を準用する。

第5条 消防団長は、第1条の表彰及び第2条の弔慰金または、見舞金の贈与の必要があると認めたときは、これを会長へ具申をしなければならない。

- 2 この規程にかかわらず消防団及び消防団長の表彰については、所轄支部長が具申しなければならない。

第6条 第1条の表彰及び第2条の弔慰救済は、本会審査委員会で決定し会長がこれを行う。

- 審査委員会の委員は会長、副会長、委員4名(4地区各1名)で構成する。  
委員は、本会理事の推薦により、会長が委嘱する。

第7条 消防団長、支部長に異動があった場合には、様式第14号により速やか

に協会長に報告するものとする

第8条 本会に対する寄附は、様式第15号により、所轄支部長を経由して、これを取り扱う。

2 当該支部長は様式第16号により県協会長に送付するものとする

第9条 寄附を受納したときは、会長は所轄支部長を経由して、様式第17号の感謝状を贈り、様式第18号の寄付者名簿に、記録しなければならない。

## 附 則

この規程は、本財団が行政庁の認可を受け一般財団への移行の登記をした日から施行する。